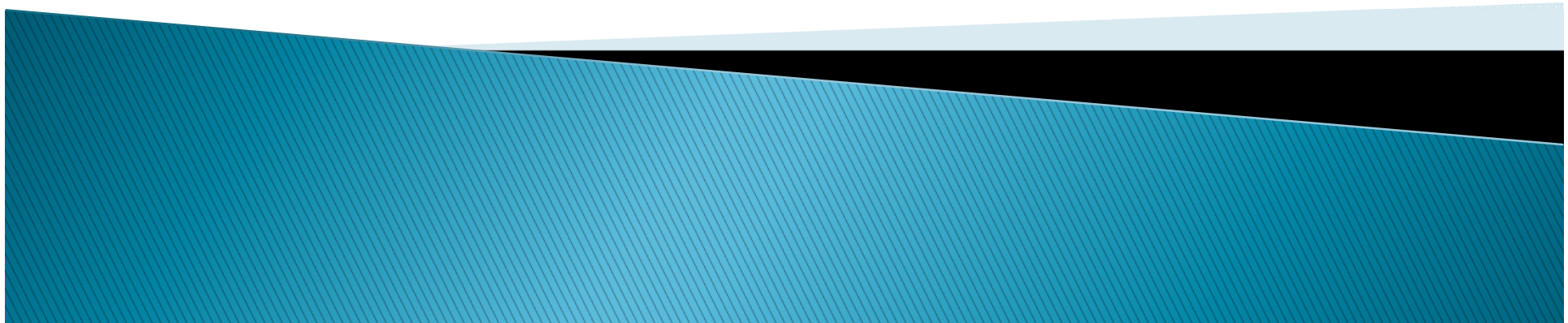


地方分権時代における条例と 富士市のまちづくり活動

富士市まちづくり活動推進条例検討会議

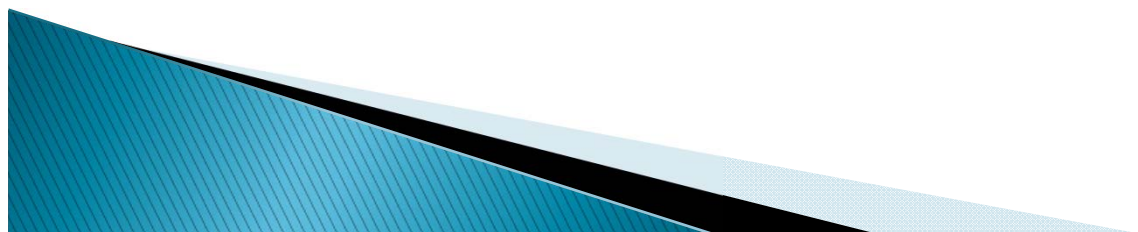
2014. 4. 24

静岡大学 日詰一幸



そもそも条例とは？

- ▶ 自治体における3種類の法形式
 - ① 条例～自治体の議会が制定する法規
法的拘束力があり、住民等の権利を制限したり、義務を課すことも可能
 - ② 規則～首長が制定する法規
法的拘束力はあるが、条例に違反することができない(条例との整合性が求められる)
 - ③ 要綱～首長(主には担当課)が定める内部規定
法規ではないので法的拘束力がない
(例) 助成要綱(助成金等)、指導要綱(行政指導)



なぜ条例を制定するのか

- ▶ 条例には法的拘束力がある～行政機関や議会が条例に従わない場合には「条例違反」となる
- ▶ 条例のもう一つの側面～自治体における政策を実現するための手段
- ▶ 2000年地方分権一括法施行以降、自治体の独自性を発揮することが可能となり、それに伴い独自の条例を制定する自治体が増加＝政策条例
(例)まちづくり条例、環境基本条例、協働推進条例、コミュニティ活動推進条例、自治基本条例、議会基本条例等

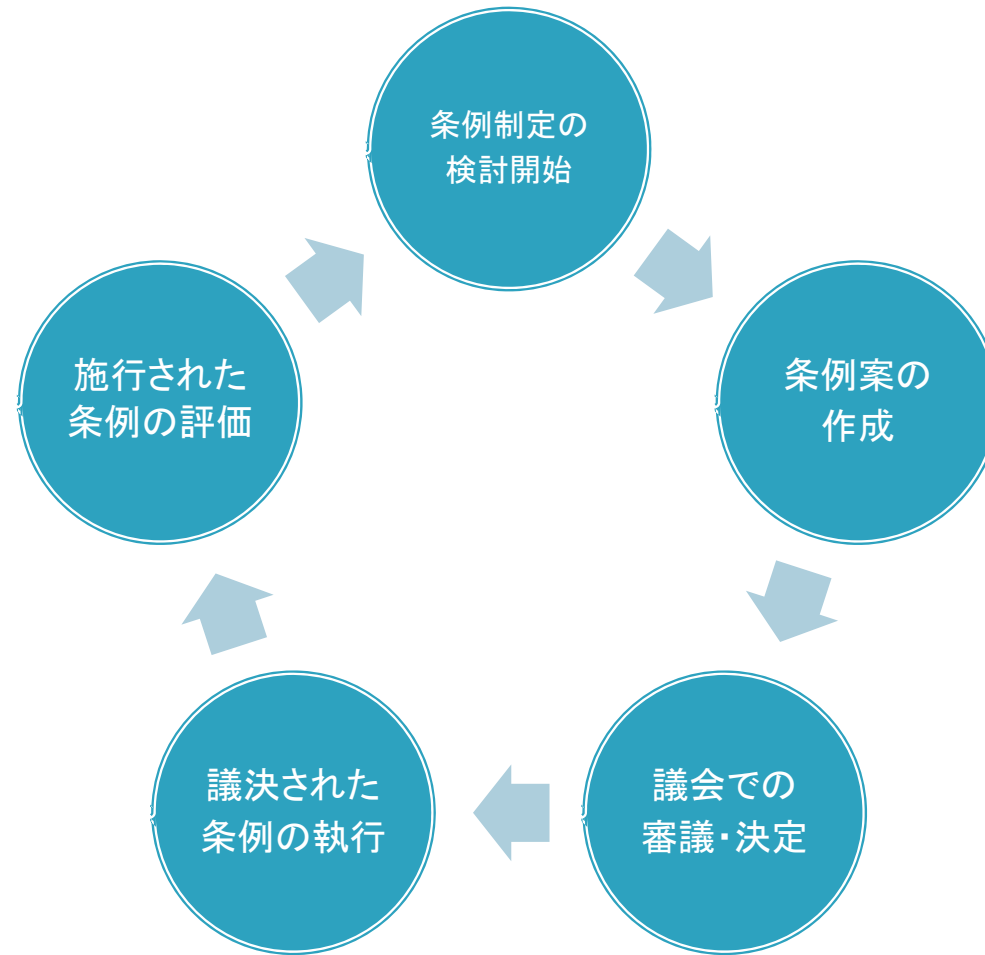


地方分権時代における条例

- ▶ 2000年以降、自治体の個性を活かし、国の法制度にとらわれずに自治体独自のルール作りを志向する流れが起こっている
- ▶ 伏線としての1970年代以降における住民の行政への参加の増加とそれを制度的に保障しようとする自治体側の動き
- ▶ 90年代以降、住民自治を保障する条例の制定
(例) 住民自治の具体的手続きを保障する条例制定
住民参加条例、協働推進条例等
その発展としての自治基本条例(自治体運営の基本的ルール)



一般的な条例の制定過程



条例制定の方法

- ▶ 条例の提案方法(地方自治法の規定)
 - ① 議員自身による提案＝政策条例
～議員定数の12分の1以上の賛成が必要
 - ② 首長による提案～条例案を作成するのは行政職員
 - ③ 住民の直接請求～有権者の50分の1以上の署名が必要
- ▶ 現状では首長提案が圧倒的に多い
今後は議員発案が増えることが望ましい
→その取り組みを促進するための手段として議会基本条例が後押しをすることになる



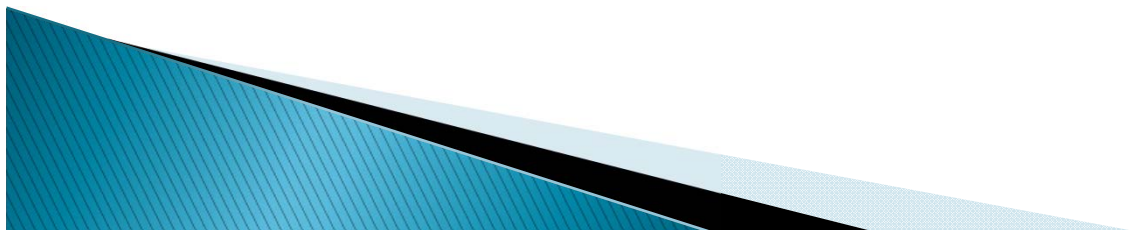
条例制定と市民の関わり

- ▶ 住民が条例の制定過程に関わる可能性
 - ① 条例制定の検討開始段階
NPO法人や市民活動団体が自治体や議会に問題提起→議会報告会、議会モニター制度、陳情や請願、直接請求権の活用等
 - ② 条例案の作成段階
市民参加による検討委員会を設置して条例案を作成する自治体が増加→市民側から条例案を提案
パブリックコメントへの意見提出等
 - ③ 議会での審議段階
条例案審議の委員会や本会議を傍聴等



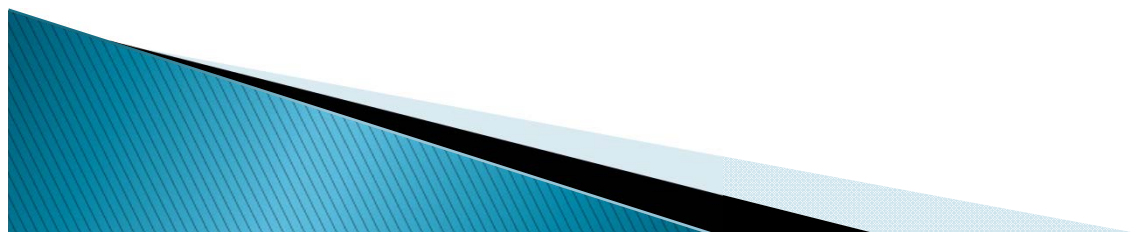
条例制定過程に住民が関わることの 必要性

- ▶ 条例は自治体が制定する法規であることから、法律とは異なり、地域生活者である住民の声・意見を反映させて制定することができる
- ▶ 条例制定過程における住民参加・提案の機会を保障拡充することは、住民自身に「自分たちのルール」をつくるという意識を醸成させることにつながる
(例) 自治基本条例を制定している自治体は増加
その一方で、制定後にその条例の存在を知る住民の数は多くなく、住民に対し条例の存在を周知する活動を展開する自治体が多い



富士市議会基本条例

- ▶ 富士市議会基本条例の制定(2011.4.1施行)
～地方分権時代における議会運営の基本原則や議員の責務を規定⇒議会改革の集大成
- ▶ 主な特徴
 - ① 請願者・陳情者の意見陳述(第6条)
 - ② 議会報告会の実施(第7条)
 - ③ 議会モニター制度(第8条)
 - ④ 一問一答方式及び反問権(第9条)
 - ⑤ 政策討論会(第13条)
- ▶ 市民が議会改革の取り組みをチェックしていくことが大切



富士市市民協働推進条例

- ▶ 富士市市民協働推進条例の制定(2013.7.1施行)
～富士市における市民協働の推進に関する基本的
理念と協働によるまちづくりの方向性を提示
- ▶ 主な特徴
 - ①市民協働に関する情報提供(第8条)
 - ②市民協働事業提案機会の提供(第10条)
 - ③委託等の際し適切な事業費算出措置(第11条)
 - ④協働の結果に関する検証(第12条)
 - ⑤市民協働推進審議会の設置(第13条)
- ▶ 協働の事例の蓄積と評価、それに伴う施策の定期的
点検が重要

地域コミュニティが注目される背景

- ▶ 少子高齢化の一層の進展～超高齢化社会、一人暮らし高齢者の増加
- ▶ 地域社会のつながりが弱体化～人と人とのつながり、共同意識の希薄化
- ▶ 非正規雇用の増大～格差、貧困といった社会問題の表面化
- ▶ 環境問題の深刻化～温暖化、異常気象
- ▶ 政府の借金1,000兆円突破～社会的課題解決に投入する財源に限界



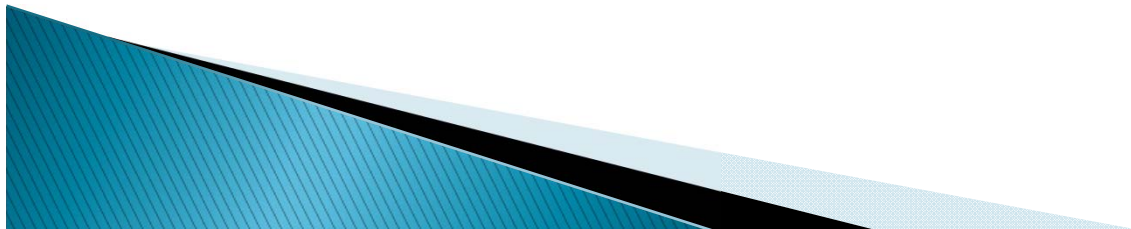
地域コミュニティへのまなざし

- ▶ 地域に生じている課題を見出し、その解決策を講じるには地域の人々の経験、知恵、叡智が不可欠
- ▶ 自助、共助、公助のバランスが大切～特に「共助」の仕組みをどのように構築することができるか
 - ➡「新しい公共」、「共助社会」といった取組み(国)
- ▶ 地域社会におけるセーフティネットの充実がカギ
 - ➡地域住民の連携強化、主に町内会・自治会活動と小学校区程度のコミュニティ活動が重要視
- ▶ 地域住民が相互に支え合い、安心・安全に暮らす地域をつくることが大切



地域コミュニティのとらえ方

- ▶ 全国の自治体で地域コミュニティを重視した施策が展開されている
- ▶ 地域コミュニティの定義：我孫子市の場合
「地域で暮らす人々がつながることや、お互いが協力し、地域を暮らしやすくしていくこと」
 - 誰もがそれぞれの立場で参加できる
 - 様々な団体がつながり、それぞれが持てる力をより発揮できる
 - 地域に合った活動ができる～地域にあったコミュニティづくり



地域コミュニティと行政の関係

- ▶ 地域コミュニティの構築にあたっては、地域住民の自主性・主体性が重視されるが、行政との連携や役割分担の視点も重要
- ▶ 行政との連携の視点：パートナーシップ～地域の諸団体と行政が共通の課題解決に向けて相互に話し合い、協力し合う関係
- ▶ 行政との役割分担の視点：補完性の原則～地域でできることは地域で、地域でできないことは行政が対応する⇒自分たちでできることは自分たちで担うが、できないことは行政が担う



全国の自治体の動向

- ▶ 全国の自治体で地域コミュニティ・地域自治を制度化する動きが増加～「基本方針」「基本計画」の策定➡「条例」制定への流れが増えている

条例の場合：自治基本条例、コミュニティ条例、地域自治推進条例等

- ▶ 条例の内容
 - 条例が対象とする範囲：小学校区程度
 - 地域住民、市、事業者の役割
 - 地域コミュニティ・地域自治推進の調整・協議組織
➡ 住民協議会、地域コミュニティ推進会議、地域会議



全国の自治体の動向

- ▶ 条例の内容(続き)
 - 調整・協議組織の役割
～地域で個々にまちづくり活動をしていた団体同士
が一つとなって、地域の諸課題解決のために相互
調整する場・機会⇒役割分担
 - 地域づくり活動計画の策定(豊中市)
 - 活動拠点の整備～(例)まちづくりセンター(富士市)
 - 予算との関連
～まちづくり交付金(松坂市、宗像市等)、予算提案
制度(地域課題解決のための事業提案→池田市、
名張市等)

まとめ

- ▶ 富士市のこれまでのコミュニティや地域自治の経緯を踏まえて、どのような仕組み・制度が必要かを検討することが大切⇒地域毎のまちづくりの仕方を尊重することも大切
- ▶ 地域課題解決の主体はやはり地域～人々が結び合い、豊かな地域社会は地域の人々にしかつくりえない⇒地域コミュニティや地域自治の担い手づくりも大切構築する仕組みの中に組み入れることが重要
- ▶ 市民協働推進条例とのすみわけ⇒協働の環境整備に重点、NPO等が活動しやすい環境の創出をめざしている

